

議案第72号

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日

西脇市長 片山象三

(理由)

西脇市一般職の職員の給与に関する条例の改正及び特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、これに準じて所要の改正を行うため。

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年西脇市条例第47号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 附 則 1～13 (略) (令和4年12月期における期末手当の特例) 14 令和4年12月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とする。</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 附 則 1～13 (略) (新設)</p>

(西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年西脇市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 附 則 1～13 (略) (令和4年12月期における期末手当の特例) 14 令和4年12月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とする。</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 附 則 1～13 (略) (新設)</p>

<p>ては、同項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とする。</p>													
<p>(西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)  第3条 西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年西脇市条例第44号)の一部を次のように改正する。</p>													
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(期末手当) 第6条 (略)</td> <td>(期末手当) 第6条 (略)</td> </tr> <tr> <td>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職の日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の220を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</td> <td>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職の日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の215を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>3 則 附 (略)</td> <td>3 則 附 (略)</td> </tr> <tr> <td>1～12 (略)</td> <td>1～12 (略)</td> </tr> <tr> <td>13 (令和4年12月期における期末手当の特例) 令和4年12月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とする。</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	(期末手当) 第6条 (略)	(期末手当) 第6条 (略)	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職の日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の220を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職の日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の215を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	3 則 附 (略)	3 則 附 (略)	1～12 (略)	1～12 (略)	13 (令和4年12月期における期末手当の特例) 令和4年12月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とする。	(新設)	
改正後	改正前												
(期末手当) 第6条 (略)	(期末手当) 第6条 (略)												
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職の日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の220を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職の日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の215を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)												
3 則 附 (略)	3 則 附 (略)												
1～12 (略)	1～12 (略)												
13 (令和4年12月期における期末手当の特例) 令和4年12月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とする。	(新設)												
<p>(西脇市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)</p>													
<p>第4条 西脇市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(令和2年西脇市条例第36号)の一部を次のように改正する。</p>													
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(期末手当) 第5条 (略)</td> <td>(期末手当) 第5条 (略)</td> </tr> <tr> <td>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</td> <td>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>3・4 則 附 (略)</td> <td>3・4 則 附 (略)</td> </tr> <tr> <td>1・2 (令和4年12月期における期末手当の特例)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	(期末手当) 第5条 (略)	(期末手当) 第5条 (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	3・4 則 附 (略)	3・4 則 附 (略)	1・2 (令和4年12月期における期末手当の特例)				
改正後	改正前												
(期末手当) 第5条 (略)	(期末手当) 第5条 (略)												
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)												
3・4 則 附 (略)	3・4 則 附 (略)												
1・2 (令和4年12月期における期末手当の特例)													

(新設)	3 <u>令和4年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とする。</u>
------	---

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後のそれぞれの条例の規定を適用する場合には、改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のそれぞれの条例の規定による給与の内払とみなす。